**石巻市障害のある人もない人も共に安心して暮らせる福祉のまちづくり条例**

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　平成２９年９月２８日条例第３６号

目次

　前文

第１章　総則（第１条・第２条）

第２章　基本理念と責務（第３条－第７条）

第３章　共に安心して暮らせる福祉のまちづくり

第１節　基本目標と施策の推進体制（第８条－第１１条）

第２節　共に生きる意識の醸成及び共生社会の環境づくり（第１２条－第１６条）

第３節　障害者からの相談等（第１７条－第１９条）

第４章　補則（第２０条）

附則

　全ての人が、基本的人権を享有する個人として、その尊厳が重んぜられ、その尊厳にふさわしい生活を保障される権利を有することを踏まえ、私たちのまち石巻は、障害を理由とするあらゆる不当な差別をなくし、個人の尊厳を損なうあらゆる行為を許さず、障害のある人もない人も、地域社会において互いに支え合い、共に安心して暮らせるまちの実現を目指します。

そのため、私たちは、石巻市障害のある人もない人も共に安心して暮らせる福祉のまちづくり条例を、ここに制定します。

1. 総則

（目的）

第１条　この条例は、障害者に対する市民及び事業者の理解を深め、障害を理由とする差別を解消するための取組に関し、基本理念を定め、市、事業者及び市民の責務を明らかにするとともに、必要な障害者施策を総合的かつ計画的に進め、全ての市民が相互に人格と個性を尊重し合い、障害の有無によって分け隔てられることなく、共に安心して暮らせる福祉のまちづくりを推進することを目的とする。

（定義）

第２条　この条例において用いる用語の意義は、障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律（平成２５年法律第６５号。以下「差別解消法」という。）及び障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成１７年法律第１２３号。以下「障害者総合支援法」という。）において用いる用語の例による。ただし、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

(1)　障害者　差別解消法第２条第１号に規定する者をいう。

(2)　事業者　市内において事業活動を行う全ての者（行政機関等を除く。）をいう。

(3)　市民　市内に居住し、通勤し、又は通学している者をいう。

1. 基本理念と責務

（基本理念）

第３条　障害を理由とする差別をなくす取組は、次に掲げる事項を基本理念として行わなければならない。

(1)　障害のある人もない人も、等しく基本的人権を享有する個人としての尊厳（以下「個人の尊厳」という。）が重んぜられ、その尊厳にふさわしい生活を保障される権利を有すること。

(2)　全ての障害者は、社会を構成する一員として、社会、経済、文化その他あらゆる分野の活動に参加する機会が確保されること。

(3)　全ての障害者は、可能な限り、どこで誰と生活をするかの選択の機会が確保され、地域社会において他の人々と共生することを妨げられないこと。

(4)　障害を理由とする差別の多くが、障害に対する偏見又は障害への理解不足から生じていることを踏まえ、全ての事業者及び市民が障害に対する理解を深める必要があること。

(5)　全ての人が、障害を持つ可能性があることを踏まえる必要があること。

（市の責務）

第４条　市は、障害への理解を深める取組の促進を図るとともに、障害を理由とする差別を解消し、障害の有無にかかわらず、共に安心して暮らせるまちづくりのための障害者施策（以下「障害者施策」という。）を、総合的かつ計画的に実施するものとし、必要に応じ、事業者及び市民との連携に努めるものとする。

（事業者の責務）

第５条　事業者は、第３条の基本理念に基づき、障害への理解を深め、差別や偏見のない職場づくりのため、必要な取組を行うものとする。

２　事業者は、市が実施する障害者施策に協力するよう努めるものとする。

（市民の責務）

第６条　市民は、障害に対する理解を深め、障害者への偏見をなくすとともに、障害の有無にかかわらず、現に助けを必要としている人がいるときは、相互に助け合い、必要な配慮に努めるものとする。

２　市民は、市が実施する障害者施策に協力するよう努めるものとする。

　(障害者への差別等の禁止)

第７条　何人も、障害者への差別、虐待その他の個人の尊厳を損なう行為をしてはならない。

２　市は、その事務又は事業を行うに当たり、障害者から現に社会的障壁の除去を必要としている旨の意思の表明（以下「意思の表明」という。）があった場合において、その実施に伴う負担が過重でないときは、障害者の権利利益を侵害することとならないよう、当該障害者の性別、年齢及び障害の状態に応じて、社会的障壁の除去の実施について必要かつ合理的な配慮をしなければならない。

３　事業者は、その事業を行うに当たり、障害者から意思の表明があった場合において、その実施に伴う負担が過重でないときは、障害者の権利利益を侵害することとならないよう、当該障害者の性別、年齢及び障害の状態に応じて、社会的障壁の除去の実施について必要かつ合理的な配慮をしなければならない。

1. 共に安心して暮らせる福祉のまちづくり

　　　　第１節　基本目標と施策の推進体制

（障害者施策の基本目標）

第８条　市は、障害者施策の実施に当たっては、次に掲げる基本目標を達成するよう努めなければならない。

(1)　共に支え合う市民意識の醸成

(2)　暮らしやすい福祉的支援体制の構築

(3)　社会、経済、文化等の活動に参加できる環境づくり

(4)　地域社会で共生できる環境づくり

(5)　前各号に掲げるもののほか、障害の有無にかかわらず共に安心して暮らせるまちづくり

（障害者計画等の策定）

第９条　市は、障害者施策を総合的かつ計画的に推進するため、障害者基本法（昭和４５年法律第８４号）第１１条第３項に規定する市町村障害者計画、障害者総合支援法第８８条第１項に規定する市町村障害福祉計画及び児童福祉法（昭和２２年法律第１６４号）第３３条の２０第１項に規定する市町村障害児福祉計画（以下これらを「計画」という。）を策定する。

（障害福祉推進委員会の設置）

第１０条　市は、計画を策定し、推進するため、障害者基本法第３６条第４項に規定する審議会及び差別解消法第１７条第１項に規定する協議会として、石巻市障害福祉推進委員会（以下「推進委員会」という。）を設置する。

２　推進委員会は、委員２０人以内で組織する。

３　委員の任期は２年とし、委員が欠けたときの補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

　（障害者施策の計画決定過程への参画）

第１１条　市は、障害者施策の計画決定過程において、障害者からの意見を聴く機会を設けるものとする。

　　　　第２節　共に生きる意識の醸成及び共生社会の環境づくり

　（共に生きる意識の醸成に向けた啓発活動等）

第１２条　市は、市民が障害及び障害者への理解を深めることができるよう啓発活動を行うとともに、事業者や市民による自発的な研修その他の活動を支援し、地域社会において障害のある人もない人も共に生きる意識の醸成に努めるものとする。

　（手話言語、点字、音声等による情報及び意思の疎通のための支援）

第１３条　市は、情報及び意思の疎通への配慮が必要な障害者に対する取組として、手話言語、点字、音声その他の手段による情報及び意思の疎通のための支援（以下「情報及び意思疎通支援」という。）の推進に努めるものとする。

２　市は、手話言語等の意思疎通手段の普及推進に努めるものとする。

３　事業者は、必要に応じ、情報及び意思疎通支援を行うよう努めるものとする。

４　市民は、障害の有無にかかわらず、円滑な意思疎通による相互理解に努めるものとする。

（障害者の社会活動等への参加の機会の拡大と環境整備）

第１４条　市は、障害者が地域社会で生活する上での制約や障害の特性を理解し、関係機関との連携により、障害者の社会活動やスポーツ・文化活動への参加の機会が拡大されるよう努めるものとする。

２　市は、障害者が社会参加する上で必要となる移動の手段、物理的環境の整備等に努めるものとする。

（障害者雇用の促進と就労定着への取組）

第１５条　行政機関等及び事業者は、障害者の能力を正当に評価し、適当な雇用の機会を確保し、適正な雇用管理を行い、雇用の安定を図るよう努めるものとする。

２　市は、関係機関と連携し、障害者雇用を促進し、障害者の就労を定着させるための取組に努めるものとする。

　（安心して暮らすための福祉的支援）

第１６条　市は、後見的支援を要する障害者が、地域社会の中で安心して日常生活及び社会生活を営むことができるようにするため、成年後見制度の利用の促進に努めるものとする。

２　市は、障害福祉サービスの提供及び地域生活支援事業を通じて、障害者の自立した生活のための支援に努めるものとする。

３　市は、前２項の規定によるほか、障害者の日常生活及び社会生活の安定に資する適切な福祉的支援に努めるものとする。

　　　　第３節　障害者からの相談等

（障害者からの相談等への対応）

第１７条　障害者、その家族、後見人その他の関係者又は事業者（以下これらを「相談者」という。）は、市に対し、障害を理由とする差別に関する相談を行うことができる。

２　市は、前項の相談を受けたときは、必要に応じ、次に掲げる対応を行う。

(1)　相談事案に対する助言、情報提供その他障害を理由とする差別の解消のために必要な支援

(2)　相談事案の当事者その他の関係者に対する事実の確認及び関係者間の調整

(3)　次項の規定による助言又はあっせんの求めを行うために必要な支援

３　相談者は、前項第１号及び第２号の規定による市の対応によってもなお相談事案の解決が図られないときは、推進委員会に対し、当該事案の解決のために必要な助言又はあっせんを求めることができる（相談者が、当該事案に係る障害者以外の者である場合であって、当該助言又はあっせんを行うことが当該障害者の意思に反していることが明らかである場合を除く。）。

　（助言又はあっせん）

第１８条　推進委員会は、前条第３項に規定する求めがあった事案について、当該事案の解決のために必要な助言又はあっせんをすることができる。

２　推進委員会は、前項の助言又はあっせんを行うために必要と認めるときは、相談事案の当事者その他の関係者に対し、説明又は必要な資料の提出を求めることができる。

（勧告）

第１９条　推進委員会は、市長に対し、次のいずれかに該当する者に対して必要な措置を講ずべきことを勧告するよう求めることができる。

(1)　推進委員会が、前条第１項の規定による助言又はあっせんを行った場合において、正当な理由なくその助言又はあっせん案を受諾しなかった者

(2)　推進委員会が、前条第２項の規定による求めを行った場合において、正当な理由なく当該求めに応じず、又は虚偽の説明若しくは資料提出をした者

２　市長は、推進委員会から前項の規定による求めがあった場合において、必要と認めるときは、当該求めに係る者に対し、当該事案の解決のために必要な措置を講ずるよう勧告することができる。

第４章　補則

　（委任）

第２０条　この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附　則

　（施行期日）

１　この条例は、平成３０年４月１日から施行する。

　（石巻市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正）

２　石巻市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例（平成１７年石巻市条例第４０号）の一部を次のように改正する。

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 石巻市障害福祉推進委員会委員 | 勤務１日につき　９，５００円 | 同 |

　　別表に次のように加える。

附　則（令和６年３月19日条例第10号）

（施行期日）

この条例は、令和６年４月１日から施行する。